

役員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正徳福社会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下、「役員」という。）の職にある者に対し、旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

(旅費及び支給方法)

第2条 役員が法人等の用務のため出張した場合は、法人の旅費規程を準用して旅費を支給する。

(日当)

第3条 前条の規定にかかわらず、役員が理事会及び法人の監査等のため出会した場合の日当の額は、別表第1の定額による。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 1月 6日から施行する。

別表第1

区 分	日 当
役 員	3,000 円